

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁

長井市福祉事務所長

審査請求人が平成24年4月11日付けで提起した生活保護法による保護申請却下処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成24年3月8日付けで審査請求人に対して行った生活保護法による保護申請却下処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

審査請求人 _____ (以下「請求人」という。)は、平成24年3月8日付けで長井市福祉事務所長 (以下「処分庁」という。)が行った生活保護法による保護申請却下処分 (以下「本件処分」という。)について不服を申立てているものである。

2 審査請求の理由

請求人は、時期によって勤労収入に変動があり、最低生活費までに達しない月があるため、保護の申請が却下されたことに対し、不服があるとして本件審査請求を提起したものと解される。

第2 認定事実及び判断

1 認定事実

(1) 処分庁は、請求人が平成____年__月__日に_____における____に関する相談の際に、生活が大変であると訴えたことから、担当職員が生活保護についての相談を行い、生活保護申請書を交付したこと。

- (2) 請求人は、平成24年2月7日に保護の申請を行い、処分庁は、請求人世帯の平成24年2月における最低生活費が収入充当額を下回るため、同年3月8日に保護の申請を却下する処分を行ったこと。
- (3) 請求人は、保護の申請が却下されたことに対し、不服があるとして本件審査請求を提起したこと。

2 判 断

- (1) 保護の要否は、「生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知)」(以下「次官通知」という。)第10において、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と収入充当額の対比によって決定することとされている。
- (2) 処分庁は、保護の申請のあった平成24年2月の請求人世帯における最低生活費について、_____円を認定しており、その額に誤りはないものと考えられる。
- (3) 処分庁は、同月における請求人世帯の収入として、勤労収入_____円、預金及び手持金の合計_____円を認定し、必要経費として、社会保険料及び基礎控除額の合計_____円を認定し、保護の要否判定において最低生活費と対比する収入充当額について、_____円を認定した。
- (4) 保護の要否の決定にあたり最低生活費と対比する収入充当額については、次官通知第10において、同第8によって認定した収入とされ、同第8の2において、「収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額(略)」によることとされている。また、「生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)」第10の2において、「保護の要否の判定は原則としてその判定を行う日の属する月までの3箇月間の平均収入充当額に基づいて行うこと」とされている。
- (5) 「生活保護問答集について(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)」において、「生活困窮という状態は、ある程度の時間の経過のうちにあらわれるものであり、収入の額が変動する世帯については、3箇月程度の実績を考慮しなければ保護の要否が判断されないもの」と原則的な考え方が示されるとともに、「申請月まで3箇月の平均収入充当額を要否判定の基準とすることは妥当でない」場合が示されている。
- (6) 処分庁は、収入充当額の認定にあたって、請求人に対して平成24年2月に支払われた給与のみをもって、勤労収入を算定しているものの、処分庁が請求人から聞き取った内容などから、その額が月によって変動する可能性があるものと推測される。



(7) 処分庁が認定した最低生活費と収入充当額を対比すれば、「保護否」となるものの、収入充当額について、申請月までの3箇月間の平均額を認定するのか、あるいは、平成24年2月分の額を認定することが適当なのか、検討すべきであったと考える。

(8) 従って、処分庁において、請求人の収入について、再度調査を行い、改めて保護の要否判定をすべきものと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件審査請求は理由があると認め、行政不服審査法第40条第3項の規定を適用し、本件処分を取り消す。

平成24年7月10日

審査庁 山形県知事 吉 村 美栄子



(教示)

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます。(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。)

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)決定の取消しの訴えを、あるいは県を被告として(訴訟において県を代表する者は知事となります。)この裁決の取消しの訴えを提起することができます。(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)